

平成30年度愛西市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,135	戸
(2) 年間総給水量	3,000,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	8,219	m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益	491,304	千円	
第1項	営業収益	472,005	千円	
第2項	営業外収益	19,286	千円	
第3項	特別利益	13	千円	
		支	出	
第1款	水道事業費用	484,317	千円	
第1項	営業費用	464,879	千円	
第2項	営業外費用	17,134	千円	
第3項	特別損失	304	千円	
第4項	予備費	2,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額126,417千円は、過年度分損益勘定留保資金114,486千円、当年度分消費税資本的収支調整額11,931千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	72,405	千円
第1項	分担金	9,058	千円
第2項	工事負担金	63,347	千円
		支	出
第1款	資本的支出	198,822	千円
第1項	建設改良費	174,796	千円
第2項	企業債償還金	24,026	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 66,079 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,038千円と定める。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日永貴章